

徳島県規則第六十五号

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

徳島県職業能力開発校管理規則（昭和三十三年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「及び」の下に「徳島県立南部テクノスクールの」を加える。

別表の一の表徳島県立西部テクノスクールの項を削る。

別表の二の表徳島県立南部テクノスクールの塗装技術科の項の項名を「カラーコーディネーター塗装科」に改め、同一の表徳島県立西部テクノスクールの項中

「ネット塗装科」に改め、同一の表徳島県立西部テクノスクールの項中

住宅建築科

一五人	一年	四月	住宅建築科
一五人	一年	四月	自動車整備科

に改める。

様式第二号及び様式第二号の二中「引き取れる」とともに、在校生に於ける一切の債務について、本人と連帯して責任を負います」と「引き取ります」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第二号及び様式第二号の二の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の一の表の規定は、令和三年四月一日以後に入校する者について適用し、同日前に入校した者については、なお従前の例による。

3 改正後の様式第二号及び様式第二号の二の規定は、この規則の公布の日以後に提出される徳島県職業能力開発校管理規則第十二条第一項に規定する誓約書及び同条第三項に規定する保証人変更届（以下「誓約書等」という。）について適用し、同日前に提出された誓約書等については、なお従前の例による。

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

4 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県職業能力開発校の項中「ボデーリペア科」を削り、「塗装技術科」を「

カラーコーディネート塗装料」に改める。